

- 根拠条項:公拡法第9条第1項第1号
- 先行取得者:東京都足立区

経緯

- ・当初、鉄道事業を円滑に進めるための代替地として取得
- ・鉄道事業の用地取得が完了し、代替地に供されることがなくなったため、公園事業用地に用途を変更



[従前写真]



[現況写真]

- 根拠条項:公拠法第9条第1項第2号
- 先行取得者:東京都稻城市

経緯

- ・当初、都市計画道路事業用地として取得
- ・当該地を含んだ周辺地区において、土地区画整理組合の設立認可
- ・公共用地（道路、公園など）は、全ての権利者から公平な減歩により確保され、都市計画道路事業用地は別の位置に換地された。
- ・都市計画道路事業用地に供される見込みがなくなったため、消防出張所用地に用途を変更



[従前写真]



[現況写真]

- 根拠条項:公拠法第9条第1項第2号
- 先行取得者及び処分先:茂原市土地開発公社（千葉県）→民間事業者

経緯

- ・当初、土地開発公社が土地区画整理事業の代替地として取得
- ・土地区画整理事業が完了し、代替地に供される見込みがなくなった。
- ・市は当該地を土地開発公社から取得し、福祉施設用地として民間事業者へ売却



[現況写真]

- 根拠条項:公拡法第9条第1項第3号（同法施行令第5条第1項第3号）
- 先行取得者及び処分先:相模原市土地開発公社（神奈川県）→民間事業者

経緯

- ・当初、土地開発公社が道路事業を円滑に進めるための代替地として取得
- ・道路事業の用地取得が完了し、代替地に供される見込みがなくなったため、住宅用地として民間事業者へ売却



[従前写真]



[現況写真]

- 根拠条項:公拡法第9条第1項第3号（同法施行令第5条第1項第3号）
- 先行取得者及び処分先:岐阜県大垣市→民間事業者

経緯

- ・当初、公園事業を円滑に進めるための代替地として取得
- ・公園事業が完了し、代替地に供される見込みがなくなったため、住宅用地として民間事業者へ売却



[従前写真]



[現況写真]

- 根拠条項:公拡法第9条第1項第3号（同法施行令第5条第1項第3号）
- 先行取得者及び処分先:愛知県日進市→個人

経緯

- ・当初、都市計画道路事業を円滑に進めるための代替地として取得
- ・都市計画道路事業が完了し、代替地に供される見込みがなくなったため、住宅用地として個人へ売却



[従前写真]



[現況写真]

- 根拠条項:公拡法第9条第1項第3号（同法施行令第5条第1項第3号）
- 先行取得者及び処分先:交野市土地開発公社（大阪府）→民間事業者

経緯

- ・当初、土地開発公社が道路事業用地として取得
- ・道路事業用地として、市が土地開発公社から買取りを行ったが、事業計画が廃止されたため、住宅用地として民間事業者へ売却



[従前写真]



[現況写真]